

○内閣府令第二号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第九条の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（求職の承認の手續の特例）

第四条 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「令第十六条第一項各号に掲げる国の機関及び復興庁又は同条第二項各号」とする。

附 則

この府令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。